



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 京三製作所  
代表者名 代表取締役社長 西川 勉  
(コード番号 6742 東証・大証第 1 部)  
問合せ先 執行役員総務部長 小野寺 徹  
(TEL 045 - 450 - 1007)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 144 回定時株主総会にて、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 周知性の向上および手続きの合理化を図るため、公告方法を電子公告に変更するものであります。また、不測の事態に対応するため予備的な公告方法をただし書きにより定めるものであります。(変更案第 4 条)
- (2) 株主の皆様の便宜を図るため、単元未満株式の買増制度に関する規定を新設するほか、所要の変更を行うものであります。(変更案第 8 条、第 9 条)
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)附則第 6 条の定めにより、当社は同法の施行日(平成21年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (4) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。(変更案第 8 条、第 10 条)
- (5) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成し備置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (6) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第4条(公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	第4条(公告方法) 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第7条(株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
第8条(単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	第7条(単元株式数) 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)
第9条(単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	第8条(単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) <u>次条に定める請求をする権利</u>
(新設)	第9条(単元未満株式の買増し) 当社の株主は、 <u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>
第10条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。	第10条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
附則 <u>定款第21条の規定にかかわらず、平成18年6月29日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は平成20年開催の定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>本附則は、期日経過後これを削除する。</u>	附則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u> 第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除する。</u>

## 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(予定)

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(予定)

以 上